

○運輸安全委員会訓令第9号

運輸安全委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令を次のように定める。

平成20年10月1日

運輸安全委員会委員長 後藤 昇弘

運輸安全委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 管理体制（第4条―第7条）
- 第3章 教育研修（第8条）
- 第4章 職員の責務（第9条）
- 第5章 保有個人情報の取扱い（第10条―第16条）
- 第6章 情報システム等における安全の確保等（第17条）
- 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第18条・第19条）
- 第8章 安全確保上の問題への対応（第20条・第21条）
- 第9章 監査及び点検の実施（第22条―第24条）
- 第10章 雑則（第25条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、運輸安全委員会における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第6条に規定する保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 運輸安全委員会が保有する個人情報の管理については、別に定めるところによる場合を除き、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第4条 運輸安全委員会に総括保護管理者1人を置く。

2 総括保護管理者は、事務局長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 運輸安全委員会における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

二 前号に掲げる事務を行うに当たって、重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、総括保護管理者が指名する者を構成員とする委員会を定期又は随時に開催すること。

4 総括保護管理者が行う前項に規定する事務を補佐する者として、運輸安全委員会事務局（以下「事務局」という。）総務課長をもって充てる。

（保護管理者）

第5条 保有個人情報を取り扱う課等（国土交通省組織令（平成12年政令第255号）に規定する事務局に置く課等（首席地方事故調査官を除く。）及び運輸安全委員会の事務局に地方事務所を置く訓令（平成20年運輸安全委員会訓令第1号）に規定する地方事務所（以下「地方事務所」という。）をいう。以下同じ。）に、保護管理者1人を置く。

2 保護管理者は、課等の長をもって充てる。

3 保護管理者は、課等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

4 保護管理者が出張、休暇その他の理由により前項に規定する事務を行うことができない場合において、至急に処理しなければならない事案があるときは、予め保護管理者が指名した者が行うことができる。

（保護担当者）

第6条 課等に、保護担当者1人（業務上必要と認められる場合にあつては複数人）を置く。

2 保護担当者は、保護管理者が指定する官職にある者をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

4 保護担当者が出張、休暇その他の理由により前項に規定する事務を行うことができない場合において、至急に処理しなければならない事案があるときは、予め保護担当者が指名した者が行うことができる。

（監査責任者）

第7条 運輸安全委員会に、監査責任者1人を置く。

2 監査責任者は、事務局総務課長をもって充てる。

3 監査責任者は、運輸安全委員会における保有個人情報の管理の状況について監査する。

### 第3章 教育研修

（教育研修）

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 保護管理者は、課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、総括保護管理者又は他の機関の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

### 第4章 職員の責務

（職員の責務）

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、

保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

## 第5章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、当該保有個人情報にアクセス（情報を入手し利用する行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する者を、当該保有個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスをしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスをしてはならない。

(複製等の制限)

第11条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

一 保有個人情報の複製

二 保有個人情報の送信

三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報の訂正を行う場合には、保護管理者の指示に従わなければならない。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第14条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する報告)

第16条 保護管理者は、個人情報ファイル（法第10条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）を保有しようとするとき又は保有する個人情報ファイルの内容を変更するときは、あらかじめ、別記様式により総括保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、保有する個人情報ファイルの保有をやめたとき又は法第10条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を総括保護管理者に報告するもの

とする。

## 第6章 情報システム等における安全の確保等

(システム管理運営規則等の遵守)

第17条 職員は、保有個人情報（情報システムに記録されているもの及び情報システムで取り扱われるものに限る。以下この章において同じ。）については、国土交通省行政情報システム管理運営規則（平成13年国土交通省訓令第74号）を遵守し、国土交通省情報セキュリティポリシー（平成18年国土交通省情報化政策委員会決定）に準拠して、その正確性の確保及び保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理に努めなければならない。

## 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第18条 保護管理者は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第8条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第8条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第19条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持等の義務

二 再委託の制限又は条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

## 第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第20条 保有個人情報の漏えい、滅失、き損等の事案が発生した場合に、その事実を知

った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者及び保護担当者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、その事実を知ったのち、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を委員長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第21条 総括保護管理者は、前条第3項に規定する報告があった場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

#### 第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第22条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第23条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第24条 総括保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

#### 第10章 雑則

(細則)

第25条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

個人情報ファイルの名称		
行政機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
記録情報の経常的提供先		
開示請求書等を受理する組織の名称及び所在地		(名称)
		(所在地) 〒
訂正及び利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続が定められている場合の当該法令の名称等		
記個 載人 し情 な報 いフ 事ア 項イ ル 簿 に	記録項目	
	記録情報の収集方法	
	記録情報の経常的提供先	
個人情報ファイル簿への掲載		<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
保有開始年月日		
個人情報ファイルの種別		<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)
		<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		令第9条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考		